

令和5年11月15日(水)		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年10月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	2
職員等	0
計	3

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	2
面談	0
電話	0
計	3

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある道路災害復旧工事の際に撤去された根来断層の説明板が撤去されたまま現状回復されていない。	当該工事を行ったのは岩出市であり、所管外であるため不受理とした。
②	県教育委員会の複数課・室・所において、管理職による不適切で非効率な行政が横行している。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
③	通報者が管理する駐車場の無断駐車に関して、小学校校長及び市町村教育委員会の対応が不適切であるので、県教育委員会が積極的な事実確認と指導監督を行うべきである。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	3 ①②③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	0
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	3 ①②③

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	5
職員等	0
計	7

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	3
面談	0
電話	0
計	7

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある中学校では、部活動指針を守らず、平日5日間連続して活動を行っている運動部がある。	当該校の設置者である市町村教育委員会に回付し、調査対応させた結果、当該校の一部の部において通報の事実が認められた。校長が担当顧問を指導し、改善しているとの報告を受けた。
②	若い男性がガードレールに隠れるようにして、自転車で通学している女子学生を盗撮している。	所管外のため不受理としたが、関係課より市町村教育委員会及び県立学校へ注意喚起を行うとともに、管轄している警察署に情報提供を行った。
③	ある県立学校の職員が、学校の敷地内に自家用車を駐車している。また、勤務時間中に外出を繰り返している。	調査中
④	ある高等学校の運動部部員がバイクの無免許運転で検挙され、当該生徒は自主退学した。当該部活動顧問は事実を知っているにもかかわらず、そのままやり過ごしているが、このままの状況でよいか。	当該校に調査対応させた結果、通報の事実は確認できなかった。
⑤	ある県立学校の授業において、生徒が出席しているにも関わらず欠席していることになっている。あるいは、自分にだけ集合場所を教えない。	当該校の校長による調査で、当該教員は意図的な対応はしていないが、授業の出欠席入力において誤りが2件あったことがわかり、校長から指導するとともに訂正及び生徒への謝罪を行った。
⑥	教育委員会の複数課・室・所において、管理職による不適切で非効率な行政が横行している。	匿名の通報で具体的な情報がないため、不受理とした。なお、各所属長に対して、より一層、適正かつ効率的な行政を心がけるよう注意喚起を行った。
⑦	通報者が管理する駐車場の無断駐車に関して、小学校校長及び市町村教育委員会の対応が不適切であるので、県教育委員会が積極的な事実確認と指導監督を行うべきである。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	6	①②③④⑤⑦
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1	⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	④
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	①⑤
(3) 調査を継続中としたもの	2	③⑦
(4) 不受理としたもの	2	②⑥

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。